

改正電子帳簿保存法講座

改正後のポイントと業務上の注意点を解説！！

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）は、税法で原則として紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とする事や、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。令和3年度の税制改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しが行われ令和6年1月より必須事項となりました。本講義では「改正後のポイント」「業務上の注意点」に焦点をあて、受講後、実務でも役立つような内容としています。

事業主のみでなく社員の方々もお誘いの上、奮ってご参加ください。

府中第3支部長 笠井 茂

日 時 令和5年12月11日(月) 18:30~19:10

会 場 市民活動センター プラツツ 府中駅南口直結 ルシーニュ 6F 第1会議室 A

【電子帳簿保存法とは】

・電子帳簿保存法上の区分について・帳簿書類等の保存方法の全体像



【電子帳簿等保存『区分①』はどう変わったか】

・電子帳簿の保存要件の概要 ・過少申告加算税の5%軽減などの適用を受ける為の手続き

【スキヤナ保存『区分②』はどう変わったか】 ・スキヤナ保存要件の概要 ・承認制度廃止に伴う手続きについて

【電子取引の保存『区分③』はどう変わったか】

・電子取引の保存要件

19:30~異業種交流会 会場:きた樽 府中市府中町1-8-1 野村ビル地下 ☎042-360-1233

★PRタイムを設けます!! 店舗・会社案内を参加者の皆様へお配りしませんか!★

講 師 武蔵府中税務署担当官 参 加 費 研修会:無料 異業種交流会:4,000円

申込方法 下記申込書をFAXまたはE-Mailにて送信してください。

締切 12/4(月)

事業所名			TEL	
住 所			いずれかに○	会員 / 非会員
参加者名		参加者名		
第1部 研修会	無料	出席します	・ 欠席します	※○をつけてください
第2部 異業種交流	4,000円	出席します	・ 欠席します	※当日会場で集金します
異業種交流会での 資料配布	あり	・ なし	※○をつけてください	

※ご提供いただく個人情報等は、開催のご案内、出席簿の作成等の本研修会にかかる事項だけに使用し、それ以外には使用いたしません。

※異業種交流会にご出席のお返事をいただいた方で、前日までに連絡がない場合には、出席の有無に関わらず会費を頂きますのでご了承ください。

※未使用的タオルがあればお持ちください。福祉施設へ寄贈します。

■送付先■FAX: 042-360-1678 / e-mail: kensyu-msf@tohoren.or.jp